

最高裁秘書第 5192 号

令和元年 10 月 28 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年 10 月 18 日に答申（令和元年度（最情）答申第 55 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成 31 年度（最情）諮問第 9 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年4月23日（平成31年度（最情）諮詢第9号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第55号）

件名：現職の女性判事及び女性判事補の名前が全部書いてある文書の不開示判断
(不存在)に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「現職の女性判事及び女性判事補の名前が全部書いてある文書（最新版）」
(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務
総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした
判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が平成31年3月29日付けで原判断を行ったところ、取
扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定め
る諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、毎年度、「裁判所特定事業主行動計画の実施状況について」
を公表するなどしていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえ
る。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「現職の女性判事及び女性判事補の全員のみ
の氏名が記載された名簿等の一覧性を有する文書」と整理した。

司法行政事務を処理するに際し、現職の女性判事及び女性判事補の全員の氏
名を確認する必要はなく、また、「裁判所特定事業主行動計画の実施状況につ
いて」には、現職の女性判事及び女性判事補の全員のみの氏名が記載された名

簿等の一覧性を有する文書がなければ作成することができない情報はないことから、その作成過程で本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 平成31年4月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年8月23日 | 審議 |
| ④ 同年9月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法行政事務を処理するに際し、現職の女性判事及び女性判事補の全員の氏名を確認する必要はないことから、本件開示申出文書を作成又は取得していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、最高裁判所が「裁判所特定事業主行動計画の実施状況について」を毎年度公表するなどしていることからすれば、本件開示申出文書は存在する旨主張する。しかし、当委員会において確認したところ、「裁判所特定事業主行動計画の実施状況について」には、本件開示申出文書がなければ作成することができない情報は含まれていないと認められるから、苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋 漢
潔 人
橋 門 口 正
高 久 保
長 員 員 員 員
委 委 委 委